

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		ひとり親家庭等医療費の受給資格消滅
根拠条例・規則名		さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則
条 項		(条例)第2条、3条 (規則)第21条
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 保険年金課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の(1)から(3)のいずれかのひとり親家庭に該当しなくなったと認めるとき、もしくは(4)から(8)のいずれかの要件に該当しなくなったと認めるときは、受給資格を消滅させる。 (1)母が監護する児童と当該母 (2)父が生計を同じくし、かつ監護する児童と当該父 (3)養育者が養育する児童と当該養育者 (4)さいたま市内に住所を有すること。 (5)医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者、又は被扶養者であること。 (6)ひとり親等及びその配偶者並びに生計を同じくする扶養義務者の所得が、一定額以内であること。 (7)他の法令等により保険診療一部負担金が支給または免除される資格を有していないこと。 (8)児童の年齢が、18歳に達した日の属する年度の3月31日までにある(一定の障害がある場合は20歳未満である)こと。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		